

よくあるご質問

Q. 申込み時点で松本市に住民票がなくても申込みできますか？

A. 可能です。ただし、入園月の1日時点で松本市に住民票が移っている必要があります。

Q. 入園申込みをした後に、希望園の変更はできますか？

A. 入園申込受付期間内であれば変更可能です。希望園の変更のみであればお電話で承りますので、保育課にご連絡ください。

Q. まだ生まれていない子どもの申込みはできますか？

A. 4月入園のお申込みは、2月1日までに出生予定の場合、仮申請ができます（ただし、受入可能月齢を満たす園のみ）。通常の申込みに加え「母子手帳の写し（表紙・出生予定日が記載されたページ）」が必要となりますのでご用意ください。なお、出生後は、出生日より下記の①または②のとおりお手続きをお願いします。

①2月1日以前に生まれた場合

出生後2週間以内に保育課へご連絡いただき、本申請していただきます（方法はご連絡いただいた際にご案内します）。出生後2週間以内にご連絡がない場合は仮申請が無効となりますのでご注意ください。

②2月2日以降に生まれた場合

4月1日時点で受入月齢要件を満たす園がないため、仮申請または仮決定が無効となります。お手数ですが保育課へ連絡をお願いします。

Q. 入園した月の1日から登園する必要がありますか？

A. 入園月の途中からお仕事を開始される場合など、月の途中まで保育園を利用する必要がない場合は、月の途中から登園を開始することもできます。ただし、保育料（3歳クラス以上の場合は副食費）は日割りにならず、月額保育料満額のご請求となりますのでご了承ください。

Q. 入園後、子どもが慣れるまでは早めにお迎えに行ってもいいですか？

A. 公立園の場合、慣れるまで早めにお迎えに来ていただくことは可能です。私立園については各園にご確認ください。公立園、私立園どちらの場合も、入園決定後の面接や入園準備説明会などの際に、事前に園にご相談ください。

